

指宿広域市町村圏組合議会議員等の報酬及び費用弁償条例

(昭和46年指宿広域市町村圏組合条例第5号)

改正 昭和48年指宿広域市町村圏組合条例第1号
昭和50年指宿広域市町村圏組合条例第1号
昭和52年指宿広域市町村圏組合条例第1号
昭和54年指宿広域市町村圏組合条例第1号
昭和57年指宿広域市町村圏組合条例第2号
平成3年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成3年指宿広域市町村圏組合条例第4号
平成5年指宿広域市町村圏組合条例第17号
平成11年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号
平成20年指宿広域市町村圏組合条例第2号
平成25年指宿広域市町村圏組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第4項及び第203条の2第4項の規定に基づき、組合議会の議員の議員報酬の額、委員の報酬の額及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 法第203条第4項に規定する組合議会の議員の報酬の額は、次のとおりとする。

組合議会議長 月額 2,600円

組合議会副議長 月額 2,300円

組合議会議員 月額 2,100円

(委員の報酬)

第3条 法第203条の2第4項に規定する委員（以下「委員」という。）の報酬の額は、次のとおりとする。

識見者選任監査委員 日額 4,800円

組合議会選任監査委員 日額 4,500円

その他の委員 日額 4,200円

(支給期日)

第4条 議員報酬は毎年9月及び3月に、委員の報酬は職務に従事した日に支給する。

2 月の中途において就任又は退職若しくは失職した者には、その日から又はその日まで日割計算により、その月分として支給する。

ただし、死亡したときは、その月の全額を支給する。

(費用弁償)

第5条 組合議会の議員又は委員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年指宿市条例第39号）の費用弁償支給の方法を準用して得た額とする。

第6条 組合議会の議員又は委員が会議に出席したとき、又はその職務に従事したときは日額1,200円を支給する。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則 (昭和48年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年指宿広域市町村圏組合条例第2号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年指宿広域市町村圏組合条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年指宿広域市町村圏組合条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年指宿広域市町村圏組合条例第2号)

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。